

岩手県告示第 277 号

と畜場法の規定による検印のと畜場番号（平成 5 年岩手県告示第 592 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 4 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
と畜場の名称	と畜場番号	と畜場の名称	と畜場番号
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手畜産流通センター食肉処理場	24	岩手畜産流通センター食肉処理場	24
<u>東北農業研究センターと畜場</u>	<u>25</u>		

備考 改正部分は、下線の部分である。